

事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金（交付申請用）チェックシート

申請者

提出者

受付

提出前にチェックしてください▼

	申請者	市
(ア) 補助金交付申請書【様式第1号】		
1	代表者印の押印（個人事業主の場合は署名又は押印）がされている（ゴム・スタンプ印は不可）。	
(イ) 誓約書兼同意書【様式第6号】		
1	代表者印の押印（個人事業主の場合は署名又は押印）がされている（ゴム・スタンプ印は不可）。	
(ウ) 事業計画書【様式第2号】		
1	企業の場合、「資本金又は出資金額」又は「従業員数」が中小企業者の基準を満たしている。	
2	「設備の導入等を行う物件」が廿日市市内の事業所である。	
3	「契約予定日」が申請日以降（申請日から1か月後を目安）の日付となっている	
4	「完了予定日」に、令和8年12月31日以前の日付が記入されている。	
(エ) 市税等の滞納がないことを証明する書類		
1	3ヶ月以内に交付された原本である。	
(オ) 履歴事項全部証明書（法人の場合）		
1	3ヶ月以内に交付された原本である。	
(カ) 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（個人の場合）		
1	(ウ) 事業計画書に記載された内容と一致している。	
(キ) 収支予算書【様式第3号】		
1	「1 収入内訳」と「2 支出内訳」の合計金額が一致している。	
2	「2 支出内訳」の金額の根拠が見積書で確認できる。	
(ク) 導入計画書（創エネ設備）【様式第4号】（創エネ設備を導入する場合）		
1	発電量や自家消費量の根拠資料（シミュレーションなど）が添付されている。	
2	自家消費量が50%以上である。	
3	費用効率性が25万円/t-CO ₂ を超えていない。	
(ケ) 導入計画書（省エネ設備）【様式第5号】（省エネ設備を導入する場合）		
1	省CO ₂ 効果算定の根拠資料（省エネ診断の写し、シミュレーション結果など）が添付されている。	
2	費用効率性が25万円/t-CO ₂ を超えていない。	
(コ) 補助対象事業に係る2人以上の見積書の写し		
1	2人以上の見積書がある。（※少なくとも1者は市内事業者から見積徴取するよう努めること）	
2	見積書の押印がある。	
3	金額の明細が記載されており、補助対象経費の内訳が確認できる。	
4	発注予定の業者が、申請者の関係会社でないこと。（関係会社の場合、利益等排除を行う必要があります。）	
(サ) 導入する設備等の仕様を確認することができる書類		
1	メーカーが確認できる。	
2	型式番号、形状、消費電力（省エネ設備）、出力・容量（創エネ設備）等が確認できる。	
3	該当する箇所をメーカーなどで明示している。	
(シ) 設備の導入等を行う物件の概略図		
1	（省エネ設備の場合）建物の平面図等に、既存設備の設置場所、新規導入設備の設置場所が明記されている。	
2	（創エネ設備の場合）平面図、機器配置図、システム系統図又は単線結線図等がある。	
(ス) 設備の導入等を行う物件の現況写真		
1	設置予定の物件の全景（外観）のカラー写真を添付している。	
2	設置予定箇所のカラー写真を添付している。	
3	（省エネ設備の場合）既存設備の型番が確認できるカラー写真を設備単位で添付している。	
(セ) 口座振替依頼書（市に口座登録がない場合）		
1	代表者印の押印（個人事業主の場合は自署又は押印）がされている（ゴム・スタンプ印は不可）。	
2	申請者名義の口座である。	
(ソ) 承諾書（物件の所有者が申請者と異なる場合）		
1	承諾者（=建物所有者）の代表者印の押印（個人事業主の場合は署名又は押印）がされている（ゴム・スタンプ印は不可）。	
2	建物の所有者・共有者全員分の承諾書がある。	
(タ) 委任状（手続を第三者に委任する場合）		
1	委任者（=申請者）の代表者印の押印（個人事業主の場合は署名又は押印）がされている（ゴム・スタンプ印は不可）。	
【以下、創エネルギー設備（太陽光発電設備及び蓄電池）の場合のみ】		
(チ) 蓄電システム価格に関する誓約書（蓄電池価格が12万5千円/kWh（業務用の場合は11万9千円/kWh）を超える場合）		
1	代表者印の押印（個人事業主の場合は自署又は押印）がされている（ゴム・スタンプ印は不可）。	
(ツ) 蓄電池仕様確認チェックシート（家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）を設置する場合）		
1	すべての項目にチェックがされている。	
(テ) ソーラーカーポートチェックシート（ソーラーカーポートを設置する場合）		
1	すべての項目にチェックがされている。	
(ト) （リースの場合）リース契約書の案		
1	補助金相当分がリース料金から控除されていることがわかる。	
2	リース期間が17年以上である（耐用年数期間満了まで継続的に使用することが担保されている。）。	
3	(イ)・(エ)・(オ)・(カ)について、リース会社と市内事業者それぞれのものがある。	